

議案第 8 3 号

羽生市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

羽生市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 4 9 年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （ 1 ） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （ 2 ） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （ 3 ） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(償還等) 第 1 5 条 (略) 2 (略) 3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 1 3 条、第 1 4 条第 1 項及び第 1 6 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 1 2 条の規定によるものとする。</u>	(償還等) 第 1 5 条 (略) 2 (略) 3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 1 3 条第 1 項、令第 8 条から第 1 1 条までの規定によるものとする。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年 1 1 月 2 8 日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明